

# 互 助 会 給 付

# 第1 退職に伴う手続等（現職事業）

## 1 給付事業、貸付未償還金がある場合

区分	内容	提出書類
給付	退職生業資金	毎年度3月分の給料月額の1/100に相当する額に12を乗じて得た額の合計額（掛金相当額）に退会日の属する年度に適用される給付率を乗じた額を給付
	結婚祝金	会員期間3年以上の者が婚約が決まり、退職したときに給付（退職後に入籍） (40,000円)
貸付	未償還金がある場合	本人の承諾により、山口県等から支給される退職手当から、未償還金を控除

## 2 保険 別途、該当者へ書類を送付

区分	送付時期	備考
生活サポートプラン	・3月下旬～4月上旬 ・本人宛て所属又は自宅へ送付	退職後も団体扱いになるため、保険料の変更はありませんが、口座引落等となるため事務手数料分が毎月の保険料に加算されます。
ア ク サ	積立終身保険	・3月下旬～4月上旬 ・本人宛て所属又は自宅へ送付
	医療・ガン治療保険	
ア フ ラ ツ ク	がん・医療・介護保険 (互助会団体扱い分)	保険代理店から送付します。 退職後は個人扱いになるため、保険料が変更になります。

## 3 その他

- (1) 「給付事業」提出書類の締切りは毎月10日。  
(送金日：退職生業資金⇒当該月末 結婚祝金⇒6、12、3月末)
- (2) 給付金の振込口座は、共済組合及び互助会への届出口座となりますので、令和8年12月末までは、解約しないでください。  
**解約により再振込となった場合、振込手数料を負担していただくことがありますので、ご注意ください。**
- (3) 当会ホームページから、各請求様式のダウンロードや制度内容の確認ができます。  
【 <https://yamakyogo.jp> 】

## 退職生業資金請求書

記入しないこと。

令和 年 月 日

一般財団法人 山口県教職員互助会理事長 様

会員（請求者）氏名

**山口 太郎**

下記のとおり請求します。

記

決定金額	※ 記入しないこと。	円	控除額	貸付未償還金	※ 記入しないこと。
差引送金額	※ 記入しないこと。	円		一括払掛金	※ 記入しないこと。
所属コード	64000	所 属 名	<b>滝町小学校</b>		
職員番号	012345	氏 名	<b>山口 太郎</b>		
生年月日	昭和〇〇年六月二十五日 平成		退職年月日	令和〇〇年三月三十日	
住所 (退職後の住所)	<b>〒753-0073 山口市春日町1-1</b>				
資格喪失の理由	<b>退職</b>				

上記の記載事項は事実と相違ないものと認めます。

令和 年 月 日

転居される予定がある場合は、郵便物  
が確実に届く住所を記入してください。

記入しないこと。

所 在 地 **山口市滝町1-1**  
 所 属 名 **山口市立滝町小学校**  
 所属長職氏名 **校長 姫山 次郎**  
 (電話 **083-933-7777**)

## 【注意事項】

- (1) ※印の欄は記入しないこと。
- (2) 死亡による退職の場合は、請求者欄へ遺族氏名を記入すること。
- (3) 届出口座を変更した場合は、必ず、共済組合山口支部に「受取金融機関変更申出書」を提出のこと。  
口座解約や名義相違等により再振込となった際、手数料をご負担いただく場合があります。

## 結婚祝金請求書

記入しないこと。

令和 年 月 日

一般財団法人 山口県教職員互助会理事長 様

会員（請求者）氏名 **互助 花子**

下記のとおり請求します。

結婚予定日を記入してください。

記

決定金額	※ <b>記入しないこと。</b>	円	結婚の届出年月日	令和 <b>〇〇年 5月 2日</b>
所属コード	<b>66000</b>	所属名	<b>滝町小学校</b>	
職員番号	<b>067890</b>	氏名	<b>互助 花子</b>	旧姓（）
配偶者氏名	<b>滝町 一郎</b>			
給付区分 (該当を○で囲む。)	現職 <b>退職</b>	(退職の場合、住所を記入のこと) 〒 <b>753-8501 山口市滝町1-1</b>		
名字変更 (該当を○で囲む。)	なし <b>あり</b> <b>タキマチ</b>	(あり場合、提出前に次の事項について確認の上、 <input checked="" type="checkbox"/> チェックのこと) <input type="checkbox"/> 公立学校 <b>記入しないこと。</b> 「 <b>名字変更届</b> 」を提出した。 <input type="checkbox"/> 金融機関で、口座名義の変更手続を行った。		

## 【注意事項】

- (1) ※印の欄は記入しない  
新姓のフリガナを記入してください。
- (2) この請求書を提出する場合は、「**口座変更申出書**」を併用すること。  
夫婦とも会員の場合は、双方からの請求可。また、同時に提出する場合は、いずれか一方の添付書類の省略可。
- (3) 会員期間が3年以上で婚約が決定して退職するときは、媒酌人又は民生委員等の証明書を、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合等は、関係を証明する書類添付すること。
- (4) 届出口座を変更した場合は、必ず、共済組合山口支部に「**受取金融機関変更申出書**」を提出のこと。口座解約や名義相違等により再振込となった際、手数料をご負担いただく場合があります。

## 結 婚 証 明 書

結婚する者の氏名	互助 花子
会員との続柄	本人
区分	( <input checked="" type="radio"/> 本人 · 子弟等) の結婚 (※該当を○で囲む。)
結婚年月日 結婚予定年月日 (婚約の場合は婚約年月日)	令和 ○○ 年 5 月 2 日
配偶者の氏名	滝町 一郎

上記の記載は、事実に相違ないことを証明します。

令和 ○○ 年 3 月 15 日

在職中の日付で証明をお願いします。

( 媒酌人 · 民生委員 ) ( 該当を○で囲む。)

住 所 〒 753-0089  
山口市亀山町1-1  
氏 名 亀山 太朗 

(注意) 媒酌人がない場合は、所属長の証明に代えることができる。

一般財団法人 山口県教職員互助会

## 一般財団法人 山口県教職員互助会 償還金控除承諾書

一般財団法人 山口県教職員互助会からの借受金の償還については、  
令和 **〇〇** 年 **3** 月 **31** 日現在の残額及び支払日までの利息を、  
山口県 から支給される退職手当から控除されることに承諾します。

一般財団法人 山口県教職員互助会理事長 様

令和 年 月 日 退職手当関係書類と同一日を記入

- 提出先 … 互助会
- 提出期限 … 3月2日(月)

(借受人)

所 属 コ ー ド ( **64000** )

所 属 名 **滝町小学校**

職 員 番 号 ( **012345** )

氏 名 **山 口 太 郎** 

(続柄及び遺族氏名)

### 【注意事項】

会員死亡の場合は、借受人欄へ続柄及び遺族氏名を記入すること。

## 第2 退職互助部制度

この制度は、ご退職後、会員の皆様に安心して充実した生活を送っていただくことを目的とした、各種事業を実施するために設けられた山口県教職員互助会独自の制度です。

### 1 退職会員（特別会員・配偶者会員）となる場合

加入資格	退職互助部現職会員が55歳以上で退職したとき																						
提出書類	<p>「特別会員・配偶者会員 資格取得届」（退互第1号様式）</p> <p>※ 配偶者が配偶者会員となる場合は、「配偶者の戸籍抄本」又は「本人及び配偶者記載の住民票」（写し可）を添付</p>																						
掛 金	<ul style="list-style-type: none"><li>特別会員になるためには、退職互助部現職会員の資格（35歳になつた翌年度の4月から）を取得した後、毎月、給料月額の3/1,000の掛金を30年間（360月）納入</li><li>一括払掛金の額 現職会員が掛金納入期間の中途中で特別会員となるときは、次表の区分に応じ、不足分の掛金を一括納入</li></ul>																						
	<table border="1"><thead><tr><th colspan="2">区分</th><th rowspan="2">必要納入月数</th><th rowspan="2">不足月数 × 下記の掛金月額</th></tr><tr><th>退職時年齢</th><th>算定期間</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">55～60歳</td><td>36歳～60歳までの間</td><td>300月</td><td>退職月の給料月額×3/1,000</td></tr><tr><td>61歳～65歳までの間</td><td>60月</td><td>(退職月の給料月額×70/100)×3/1,000</td></tr><tr><td rowspan="2">61歳以降</td><td>36歳～60歳までの間</td><td>300月</td><td>(退職月の給料月額×100/70)×3/1,000</td></tr><tr><td>61歳～65歳までの間</td><td>60月</td><td>退職月の給料月額×3/1,000</td></tr></tbody></table>			区分		必要納入月数	不足月数 × 下記の掛金月額	退職時年齢	算定期間	55～60歳	36歳～60歳までの間	300月	退職月の給料月額×3/1,000	61歳～65歳までの間	60月	(退職月の給料月額×70/100)×3/1,000	61歳以降	36歳～60歳までの間	300月	(退職月の給料月額×100/70)×3/1,000	61歳～65歳までの間	60月	退職月の給料月額×3/1,000
区分		必要納入月数	不足月数 × 下記の掛金月額																				
退職時年齢	算定期間																						
55～60歳	36歳～60歳までの間	300月	退職月の給料月額×3/1,000																				
	61歳～65歳までの間	60月	(退職月の給料月額×70/100)×3/1,000																				
61歳以降	36歳～60歳までの間	300月	(退職月の給料月額×100/70)×3/1,000																				
	61歳～65歳までの間	60月	退職月の給料月額×3/1,000																				
配偶者が配偶者会員となる場合	<ul style="list-style-type: none"><li>一括払掛金の納入方法（次のどちらかにより納入）<ol style="list-style-type: none"><li>① 退職生業資金から控除 給付金（退職生業資金）から控除可能 ただし、不足する場合は不足分を振込により納入</li><li>② 振込により納入</li></ol></li><li>特別会員になるための掛金総額（360月）と同額の掛金を一括納入</li><li>特別会員となる資格を有する者は、配偶者会員になることができません。</li></ul>																						
適用事業	P57 退職互助部制度の事業概要のとおり																						

## 2 退職会員とならない場合

退職互助部現職会員を脱退する場合、納入された退職互助部掛金相当額を「脱退一時金」として給付します。

提出書類	「脱退一時金請求書」（退互第4号様式）
脱退する理由	① 55歳未満で退職する場合 ② その他の理由により、特別会員とならない場合

※今回、脱退一時金の支給を受けた場合は、将来、退職会員になることはできません。

## 3 会員期間の通算

知事部局や他県等に転出して資格を喪失し、脱退一時金の給付を受けず、再び会員の資格を取得した場合、前後の期間を通算することができます。

ただし、退職時の所属が山口県教育委員会でないと、退職会員になることはできません。

※ 該当者には別途ご案内します。

## 「退職会員となる場合」に提出する書類

## 特別会員・配偶者会員 資格取得届

記入しないこと。

一般財団法人 山口県教職員互助会理事長 様

自署すること。

令和 年 月 日

会員氏名  
(自署)

山口 太郎

一般財団法人 山口県教職員互助会退職互助部規程に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

① 特別会員	旧所属名	滝町小学校			旧所属コード	64000
	フリガナ	ヤマグチ タロウ			旧職員番号	012345
	氏名	山口 太郎			特別会員番号	※ 記入しないこと。
	生年月日	昭和 ○○年 6月 25日 (61歳)			退職年度末の年齢を記入	
	現職会員 資格取得年月日	平成 令和 記入不要です。			自宅電話	083-933-0000
	特別会員となった日 (退職年月日の翌日)	令和 ○○年 4月 1日			携帯電話	090-1234-5678
	退職後の住所	〒 753-0073 山口市春日町1-1			転居される予定がある場合は、郵便物 が確実に届く住所を記入してください。	
	受取金融機関	金融機関名 ( 1111 ) 長州	支店名 ( 222 ) 周防	口座番号 1234567	名義 (カタカナ) ヤマグチ タロウ	
	第2連絡先 該当項目に☑	氏名 山口 県一郎	続柄 長男	電話番号 090-5678-1234		
配偶者	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし (該当に☑) → ありの場合、 右欄記入 (該当に☑)	<input checked="" type="checkbox"/> 加入を希望する → ②配偶者会員欄を記入してください。 <input type="checkbox"/> 加入を希望しない → 該当に☑し、詳細を記入してください。				
	<input type="checkbox"/> 既に特別会員のため <input type="checkbox"/> 現職会員(本務者)のため <input type="checkbox"/> その他: 具体的な理由 ( )				(フリガナ) 氏名	( )
	② 配偶者会員	フリガナ 山口 花子	配偶者が自署 すること。	配偶者会員番号	※ 記入しないこと。	
	生年月日 配偶者の口座を記入	昭和 平成 ○○年 3月 12日 (58歳)	携帯電話	090-8765-4321		
受取金融機関	金融機関名 ( 1111 ) 長州	支店名 ( 333 ) 長門	口座番号 2345678	名義 (カタカナ) ヤマグチ ハナコ		

裏面に続く

## &lt; 一括払掛金の算出 &gt;

1 下表の 該当する退職時年齢 を○で囲み、右欄の給料月額を記入してください。

区分		必要納入月数	算出の基となる給料月額	給料月額 (教職調整額、調整額を含む。)
退職時年齢	算定期間			
55歳から 60歳	36歳から 退職時年齢を ○で囲む。	300月	<b>A、Bを記入</b> ~退職時年齢が61歳以降の場合~ A:B×100/70(円未満切捨) B:退職月の給料月額 (教職調整額、調整額を含む。)	<b>A 425,657 円</b> <b>B 297,960 円</b>
	36歳から 60歳までの間	300月		
61歳以降	61歳から 65歳までの間	60月	退職月の給料月額×100/70 (円未満切捨)	<b>A 425,657 円</b>

2 上表の給料月額により、未納月数に該当する一時払掛金を記入してください。

区分		必要納入月数 ①	納入済月数 ②	未納月数 ① - ②	給料月額	掛金率	一括払掛金
一括払掛金	特別会員	300月				×3/1000	
		60月				×3/1000	
	配偶者会員	記入不要です。					
計							記入不要です。
納入方法 (該当に□)		<input checked="" type="checkbox"/> 退職生業資金から控除 (不足分は、振込により納入) <input type="checkbox"/> 振込により納入					
<b>「退職生業資金から控除」を選択されると、手續がスムーズです。</b>							

&lt; 確認事項 &gt; 次の事項について確認の上、□を入れてください。

この届を提出後、資格取得を取り消す場合は、第6条第5号の規定に基づく資格喪失とし、退会給付金の給付適用となることを確認しました。

確認の上□

## 【 互助会使用欄 】

一括払掛金	退職生業資金	払込額
		記入しないこと。 円

## 【 注意事項 】

- (1) ※印の欄は記入しないこと。
- (2) この届けは退職後2か月以内に提出すること。
- (3) 会員氏名欄及び配偶者氏名欄は、特別会員及び配偶者会員がそれぞれ自署すること。
- (4) 配偶者が加入する場合は、「配偶者の戸籍抄本」又は「本人及び配偶者記載の住民票」(写し可)を添付すること。

## 「退職会員とならない場合」に提出する書類

## 脱退一時金請求書

記入しないこと。 令和 年 月 日

一般財団法人 山口県教職員互助会理事長 様

会員（請求者）氏名  
(自署)  
福岡 県一

自署すること。 下記のとおり、

一般財団法人 山口県教職員互助会退職互助部現職会員の資格を有する者  
一般財団法人 山口県教職員互助会退職互助部規程により、脱退一時金を請求します。

記

決 定 金 額	※ 記入しないこと。	円			
旧所属コード	66000	旧 所 属 名	南浦町小学校		
旧職員番号	023456	氏 名	福岡 県一		
退職後の住所	〒 753-0074 山口市中央3-2-1				
生 年 月 日	昭和 平成 ○○ 年 8 月 1 日	退職年 月 日	令和 ○○ 年 3 月 31 日		
現 職 会 員 資格取得年月日	平成 令和 記入不要です。	自宅電話	083 - 123 - 0123		
		携帯電話	080 - 1234 - 5678		
脱 退 理 由 (該当に□)	<input checked="" type="checkbox"/> 55歳未満で退職するため <input type="checkbox"/> その他 ( 理由 : )				
会員と申します 該当に□	請求者氏名	「その他」の場合は、具体的に理由を記入してください。 こちらを提出された場合、将来、退職会員になる ことができません。			
会員 死 亡 の 場 合	請求者住所	会員死亡の場合のみ記入			
	請求者 受取金融機関				

【注意】記載事項の誤りにより再振込となった際、手数料をご負担いただく場合があります。

## 【 注意事項 】

- (1) ※印の欄は記入しないこと。
- (2) 会員（請求者）氏名欄は、自署すること。
- (3) 今回脱退一時金の支給を受けた場合は、将来、退職会員になることはできません。
- (4) 届出口座を変更した場合は、必ず、共済組合山口支部に「受取金融機関変更申出書」を提出のこと。  
口座解約や名義相違等により再振込となった際、手数料をご負担いただく場合があります。

#### 4 退職互助部制度の事業概要（令和7年度）

(事業内容は年度により変更することがあります。)

<u>R5.3.31以前 の退職者</u> <b>旧</b> 制度会員	<u>R5.4.1以降 の退職者</u> <b>新</b> 制度会員
--	---

事業名	事業内容	特別会員	加入配偶者	遺族会員	特別会員	配偶者会員	申請要否
給付事業	療養補助金	対象期間中に医療機関で診療を受けたとき、保険適用分の自己負担相当額に応じて給付 (100円未満切捨) <u>R7.10受診分から</u> 、2万円上限／1申請単位					
		【対象期間】 55～85歳に達する日の前日までの間 【給付額】 2,000円控除×80%				○	○
	入院見舞金	【対象期間】 75歳に達する日の前日までの間 【給付額】 特別会員 … 2,000円控除×80% 加入配偶者 … 3,000円控除×80% 遺族会員		○	○	○	要
		※ <u>R7.10受診分から</u> 、加入配偶者及び遺族会員は、 3,000円控除×50%					
	埋葬料	75歳から85歳に達する日の前日までの間、引き続き5日以上入院したとき、1日につき1,000円を給付 (R4.10.1入院分から対象。年度内14日を限度)		○	-	-	要
	退会給付金	退職会員となった日から4年以内に死亡した場合に給付 (20,000～100,000円)				○	○
		退職会員となった日から3年以内に死亡した場合に給付 (30,000～70,000円)		○	-	-	要
	長寿祝品の贈呈	退職会員となった日から20年以内に退会を希望した場合に給付 (10,000～100,000円)				○	○
	地区活動運営費助成	会員相互の親睦と交流を図るために開催される地区集会等の地区活動に要する経費の一部を補助		○	-	○	○
	退職互助部だよりの発行	各種事業の周知を図るため、年1回会報誌を発行 (毎年4月下旬発行)		○	-	○	○
福利厚生事業	グループ補助	親睦を図るために構成されたグループや趣味の会に対し補助 (構成員に応じて 10,000～50,000円)		○	○	○	○
	セントコア山口宿泊補助	セントコア山口に宿泊した場合、一人一泊につき2,000円補助 (3連泊を限度) ※共済の補助優先		○	○	○	○
	献花の贈呈	葬儀の際、15,000円相当の花環又は生花をお供えする。 お供えができなかつた場合は、献花料を遺族へ送金		○	○	○	○
	災害見舞金	被災した場合に見舞金を給付 (災害の程度により 10,000～50,000円)		○	-	○	○
	人間ドック補助	指定する検診機関で人間ドックを受けた場合、補助 (泊ドック10,000円、日帰りドック5,000円)		○	-	-	○
	会員証割引事業	全国教職員互助団体協議会の会員証を提示し、全国各地のレジャー施設、宿泊施設、温泉施設等で割引特典を受けることができる。		○	○	○	○
	名秀作展入館補助	指定する展覧会の入館料を補助 (入館料の60%程度 限度額400円)		○	○	○	○
	教職員相談室の利用	職場、結婚、法律、経済、その他一身上の問題等に2名の相談員が相談に応じる。 また、登録制によるお見合い事業も実施 (内容によっては、顧問弁護士による相談も可能)		○	○	○	○

### 第3 再任用が終了する、又は再任用職員となる場合の手続等

#### 1 このたびフルタイム暫定再任用が終了する者

提出書類	①「退職生業資金請求書」（互給第3号）（再任用期間分の請求）
適用事業 (再任用終了後)	・退職互助部事業（退職会員になっている場合） 全事業適用 ※ 本務者での退職年月日がR5年3月31日以前の者は「旧制度会員」となります。

#### 2 これから再任用職員となる者

##### (1) フルタイム暫定再任用職員となる者

提出書類	①「退職生業資金請求書」（互給第3号）（ <u>今回退職時に一旦精算</u> ） ②「特別会員・配偶者会員 資格取得届」（退互第1号様式） 又は「脱退一時金請求書」（退互第4号様式） ③「償還金控除承諾書」（別紙様式 第16号）（貸付けがある者）
適用事業 (再任用期間中)	・現職事業 引き続き一般会員の資格を有し、現職中とほぼ同様の事業が適用（下表参照） ・退職互助部事業（退職会員となる場合） 退職会員の資格を有し、現職事業と重複する事業を調整して適用（下表参照）

現職事業	適用の可否
給付事業	○
福利厚生事業	○
貸付事業	×
保険事業（生活サポートプラン）	△

退職互助部事業	適用の可否
給付事業（注1）	×
福利厚生事業（注2）	△

（注1）配偶者会員が公立学校共済組合の被扶養者となっていない場合は、現職事業の療養費が給付されないため、療養補助金の給付を適用（旧制度の加入配偶者も同様）

（注2）セントコア山口宿泊補助、災害見舞金、名秀作展入館補助以外の事業は適用

##### (2) 定年前再任用短時間勤務職員となる者

提出書類	①「退職生業資金請求書」（互給第3号）（ <u>今回退職時に一旦精算</u> ） ②「特別会員・配偶者会員 資格取得届」（退互第1号様式） 又は「脱退一時金請求書」（退互第4号様式） ③「償還金控除承諾書」（別紙様式 第16号）（貸付けがある者）
適用事業 (再任用期間中)	・現職事業 一般会員の資格を喪失するため、現職事業の適用なし。 ・退職互助部事業（退職会員となる場合） 退職会員の資格を有し、全事業適用

## 第4 臨時の任用職員等を退職する場合、 又は臨時の任用職員等になる場合の手続等

### 1 臨時の任用職員、フルタイム会計年度任用職員を退職する者（一般会員になっている者）

#### (1) 退職に伴う手続等（現職事業）

提出書類	①「退職生業資金請求書」（互給第3号）
	会員期間3年以上の者が婚約が決まり、退職したとき（退職後に入籍）
	②「結婚祝金請求書」（互給第1号） ※「結婚証明書」（別紙様式 第3号）を添付

#### (2) 退職互助部制度（退職会員となる場合の手続）

加入資格	一般会員が55歳以上で退職したとき
提出書類	①「臨時の任用職員等 特別会員・配偶者会員資格取得届」（別記様式） ※配偶者が配偶者会員となる場合は、「配偶者の戸籍抄本」又は「本人及び配偶者記載の住民票」（写し可）を添付
掛 金	・退職時の給料月額に応じて、所定の掛金額を一括納入 (331,200円～388,800円) ・配偶者が加入する場合は、特別会員と同額の掛金を一括納入
適用事業	P57 退職互助部制度の事業概要のとおり

#### 【注意事項】

- ・本務者と臨時の任用職員等の夫婦が同時退職をする場合、臨時の任用職員等が特別会員となり、本務者が脱退一時金の支給を受けて配偶者会員となることはできません。
- ・本務者が退職時に脱退一時金の支給を受け、その後、臨時の任用職員等となった後に特別会員となることはできません。

### 2 本務者を退職後、臨時の任用職員・フルタイム会計年度任用職員で一般会員となる者

#### (1) 提出書類

提出書類	①「退職生業資金請求書」（互給第3号）（ <u>退職時に一旦精算</u> ）
	②「特別会員・配偶者会員 資格取得届」（退互第1号様式） 又は「脱退一時金請求書」（退互第4号様式）
	③「償還金控除承諾書」（別紙様式 第16号）（貸付けがある者）
	④「会員加入申込書（臨時の任用職員、フルタイム会計年度任用職員）」 (別記 第5号 (1) 様式)
適用事業 〔 臨時等 任用期間中 〕	・現職事業 引き続き一般会員の資格を有し、現職中とほぼ同様の事業が適用（下表参照） ・退職互助部事業（退職会員となる場合） 退職会員の資格を有し、現職事業と重複する事業を調整して適用（下表参照）

現職事業	適用の可否
給付事業	○
福利厚生事業	○
貸付事業	×
保険事業（生活サポートプラン）	△

退職互助部事業	適用の可否
給付事業（注1）	×
福利厚生事業（注2）	△

(注1) 特別会員の配偶者会員が公立学校共済組合の被扶養者となっていない場合は、現職事業の療養費が給付されないため、療養補助金の給付を適用（旧制度の加入配偶者も同様）

(注2) セントコア山口宿泊補助、災害見舞金、名秀作展入館補助以外の事業は適用

臨時の任用職員・フルタイム会計年度任用職員が  
「退職会員となる場合」に提出する書類

臨時の任用職員等  
特別会員・配偶者会員 資格取得届

記入しないこと。

一般財団法人 山口県教職員互助会理事長 様

令和 年 月 日  
自署すること。会員氏名  
(自署)

広島 県二

臨時の任用職員等に係る退職互助部規程取扱要領に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

① 特別 会員	旧所属名	大手町高等学校			旧所属コード	51000
	フリガナ	ヒロシマ ケンジ			旧職員番号	812345
	氏名	広島 県二			特別会員番号	※ 記入しないこと。
	生年月日	昭和 ○○年 12月 5日 ( 58 歳)			退職年度末の年齢を記入	
	特別会員となった日 (退職年月日の翌日)	令和 ○○年 4月 1日		自宅電話	083-933-1234	
				携帯電話	080-1234-5678	
	退職後の住所	〒 753-0083 山口市後河原48-1107				
	受取金融機関	金融機関名 ( 0123 ) 福利	支店名 ( 001 ) 滝町	口座番号 2345678	名義 (カタカナ) ヒロシマ ケンジ	
	第2連絡先 該当項目に☑	氏名 広島 県一郎	続柄 長男	電話番号 080-5678-1234		
配偶者	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし (該当に☑) → ありの場合、右欄記入 (該当に☑)	<input checked="" type="checkbox"/> 加入を希望する → ②配偶者会員欄を記入してください。				
	<input type="checkbox"/> 加入を希望しない → 該当に☑し、詳細を記入してください。					
	<input type="checkbox"/> 既に特別会員のため		特別会員番号	(フリガナ) 氏名	( )	
	<input type="checkbox"/> 現職会員(本務者)のため		職員番号			
② 配偶者 会員	フリガナ ヒロシマ ハナコ	配偶者会員番号			※ 記入しないこと。	
	氏名 (配偶者自署) 広島 花子	配偶者が自署 すること。			携帯電話 080-8765-4321	
	生年月日 昭和 ○○年 7月 6日 ( 58 歳) 平成					
	受取金融機関 ( 0123 ) 福利	金融機関名 ( 002 ) 春日町	支店名	口座番号 3456789	名義 (カタカナ) ヒロシマ ハナコ	
						裏面に続く

< 一括払掛金の算出 >

			一括払掛金																								
	該当する等級を○で囲み、該当する掛金額を一括払掛金欄に記入してください。																										
特別会員	該当する等級を○で囲む。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>等級</th> <th>給料月額 ( 基本給 + 調整額 + 教職調整額 )</th> <th>掛金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>160,000円 未満</td><td>331,200円</td></tr> <tr> <td>2</td><td>160,000円 以上 200,000円 未満</td><td>340,800円</td></tr> <tr> <td>3</td><td>200,000円 以上 240,000円 未満</td><td>350,400円</td></tr> <tr> <td>4</td><td>240,000円 以上 280,000円 未満</td><td>360,000円</td></tr> <tr> <td>5</td><td>280,000円 以上 320,000円 未満</td><td>369,600円</td></tr> <tr> <td>6</td><td>320,000円 以上 360,000円 未満</td><td>379,200円</td></tr> <tr> <td>7</td><td>360,000円 以上</td><td>388,800円</td></tr> </tbody> </table>	等級	給料月額 ( 基本給 + 調整額 + 教職調整額 )	掛金額	1	160,000円 未満	331,200円	2	160,000円 以上 200,000円 未満	340,800円	3	200,000円 以上 240,000円 未満	350,400円	4	240,000円 以上 280,000円 未満	360,000円	5	280,000円 以上 320,000円 未満	369,600円	6	320,000円 以上 360,000円 未満	379,200円	7	360,000円 以上	388,800円	369,600 円
等級	給料月額 ( 基本給 + 調整額 + 教職調整額 )	掛金額																									
1	160,000円 未満	331,200円																									
2	160,000円 以上 200,000円 未満	340,800円																									
3	200,000円 以上 240,000円 未満	350,400円																									
4	240,000円 以上 280,000円 未満	360,000円																									
5	280,000円 以上 320,000円 未満	369,600円																									
6	320,000円 以上 360,000円 未満	379,200円																									
7	360,000円 以上	388,800円																									
配偶者会員	特別会員と同額	特別会員と同額の掛金額を記入	369,600 円																								
	合計	合計額を記入	739,200 円																								

< 確認事項 > 次の事項について確認の上、☑を入れてください。

この届を提出後、資格取得を取り消す場合は、第6条第5号の規定に基づく資格喪失とし、退会給付金の給付適用となることを確認しました。

確認の上☑

【 互助会使用欄 】

一括払掛金	退職生業資金	払込額
記入しないこと。		

【 注意事項 】

- (1) ※印の欄は記入しないこと。
- (2) この届けは退職後2か月以内に提出すること。
- (3) 一括払掛金は規定により退職生業資金から控除され、なお不足するときは、振込により納入となります。
- (4) 会員氏名欄及び配偶者氏名欄は、特別会員及び配偶者会員がそれぞれ自署すること。
- (5) 配偶者が加入する場合は、「配偶者の戸籍抄本」又は「本人及び配偶者記載の住民票」(写し可)を添付すること。